

令和6年度9月補正予算案概要(その3)

総括表

(単位：千円)

区分 会計	前 回 ま で の 累 計 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計	当 初 予 算 に 対 する 伸 率 (%)	前 年 度 同 期 予 算 額	対 前 年 度 同 期 伸 率 (%)
一 般 会 計	190,936,004	144,700	191,080,704	3.8	188,565,756	1.3
全 会 計	343,429,036	144,700	343,573,736	2.3	335,801,472	2.3

一般会計補正予算案の内容

(単位：千円)

事業名	補正額	左の特定財源	説 明
台風第10号災害関連災害援護資金貸付事業 〔福祉総務課〕	89,700	市債 (100/100) 89,700	○ 台風第10号により、負傷又は住居・家財に損害が生じた世帯に対し、今後の生活の再建を支援するため、生活資金の貸付けを行います。 ＜貸付対象＞ 以下のいずれかの被害を受けた一定の所得要件を満たす世帯主 ・家財の1/3以上の損害 ・住居の半壊又は全壊・流出 ・世帯主が災害により負傷(療養期間が約1カ月以上) ＜利率＞ 年0%～1.5% ＜償還期間＞ 10年以内
台風第10号災害関連生活再建支援事業 〔福祉総務課〕	15,000		○ 台風第10号により、住家に被害が生じた世帯に対し、被災直後の住まいや今後の生活の再建を支援するため、支援金を支給します。 ＜支給対象＞ 被害調査において、市が準半壊以上と判定した住家、又は、り災証明書交付申請に基づき、市が準半壊以上と認めた住家の世帯主 ＜支給額＞ 全壊及び大規模半壊 300,000円 中規模半壊及び半壊 200,000円 準半壊 100,000円 ＜支給時期＞ 令和6年10月末以降
台風第10号災害関連見舞金支給事業 〔地域包括ケア推進課〕	40,000	寄附金 2,000	○ 台風第10号により、住家に被害が生じた世帯に対し、被災直後の住まいや今後の生活に向けた不安を緩和するため、見舞金を支給します。 ＜支給対象＞ 被害調査において、市が一部損壊以上と判定した住家、又は、り災証明書交付申請に基づき、市が一部損壊以上と認めた住家の世帯主 ＜支給額＞ 全壊 50,000円 大規模半壊 30,000円 中規模半壊 30,000円 半壊 30,000円 準半壊 30,000円 一部損壊 30,000円 ＜支給時期＞ 令和6年10月上旬以降